

表1 日本の対アジア直接投資残高(業種別)

(単位:億円、%)

		2005年末	2006年末	2007年末	2008年末	2009年末	2010年末	2011年末	2012年末	
									金額	構成比
残高	製造業	73,113	91,800	105,914	99,439	104,885	112,970	127,973	157,648	63.2
	非製造業	30,489	36,221	44,519	44,621	56,937	60,409	71,967	91,750	36.8
	卸売・小売・運輸計	10,430	12,653	17,059	16,991	20,749	21,314	24,401	32,215	12.9
	卸売・小売業	10,105	11,843	15,383	15,428	17,963	19,333	21,634	28,992	11.6
	運輸業	324	810	1,676	1,563	2,786	1,981	2,767	3,223	1.3
計		103,602	128,021	150,434	144,060	161,822	173,379	199,941	249,399	100.0
フロー	製造業	12,170	16,235	14,549	6,676	10,137	12,505	17,159	17,663	66.0
	非製造業	5,810	3,770	8,278	7,114	9,290	6,530	14,049	9,115	34.0
	卸売・小売・運輸計	784	1,568	2,614	2,045	3,548	2,118	3,618	4,082	15.2
	卸売・小売業	780	1,211	2,061	1,628	2,154	1,861	3,048	3,408	12.7
	運輸業	3	357	554	416	1,394	257	571	674	2.5
計		17,980	20,005	22,826	23,790	19,427	19,035	31,209	26,778	100.0

(出所)「国際収支統計」(日本銀行)を基に作成

表2 日本の対アジア直接投資残高(卸売・小売・運輸、国・地域別)

(単位:億円、%)

	2005年末				2012年末			
	卸売・小売業	運輸	卸売・小売・運輸計		卸売・小売業	運輸	卸売・小売・運輸計	
			金額	構成比			金額	構成比
シンガポール	1,500	90	1,591	15.2	8,133	1,556	9,689	30.1
中国	3,423	162	3,585	34.4	8,635	612	9,247	28.7
香港	2,807	23	2,830	27.1	5,075	319	5,394	16.7
台湾	1,048	7	1,055	10.1	2,166	0	2,166	6.7
タイ	454	3	456	4.4	1,775	253	2,028	6.3
韓国	332	46	379	3.6	1,310	121	1,431	4.4
インドネシア	88	5	94	0.9	583	47	630	2.0
マレーシア	158	0	158	1.5	539	72	612	1.9
インド	77	0	77	0.7	299	147	446	1.4
フィリピン	223	0	223	2.1	362	0	362	1.1
ベトナム	-	-	-	-	108	53	161	0.5
アジア	10,105	324	10,430	100.0	28,992	3,223	32,215	100.0

(出所)表1に同じ

表3 アジア主要国における卸売業に対する外資規制の概要

	卸売業に関する外資規制概要
タイ	「1店舗当たり最低資本1億バーツ未満の卸売業」が外国人事業法で定める外資規制業種の対象となっている(1店舗当たり最低資本1億バーツ以上は100%出資可能)。ただし、同法では外資出資比率50%未満の企業はタイ企業と定義されるため、50%未満までの出資は可能、1億バーツ未満の場合でも商務省事業発展局の認可取得を条件に50%以上の出資可能。一部業務については、投資奨励法に基づき、タイ投資委員会(BOI)の認可取得を条件に100%出資が可能。
マレーシア	「流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」(MDTCCガイドライン)に基づき、外資出資100%出資が可能(2010年5月以前は、ブミプトラ資本が30%以上出資することが要件となっていたが、同規制は撤廃)。ただし、完成車の輸入販売にはオープン輸入許可書(AP)の取得が求められるが、APは現在、新規発行されていない。
インドネシア	外資出資100%が可能。外資規制を強化する動きもある。
フィリピン	輸出入業は外資出資100%可能。国内販売業は原則として外資出資40%までに制限されているが、払込資本金20万ドル以上の場合は外資100%出資可能。
ベトナム	原則として外資出資100%可能。ただし、たばこ、本、新聞、雑誌、ビデオ録画物、貴金属、医薬品、砂糖など一部の品目は外資系企業の取り扱いが認められていない。
カンボジア	外資100%出資が可能。
ラオス	「卸売・小売事業に関する商工省決定(No.0977/MOIC.DDT)」(2012年5月18日付)、「ラオスにおける卸売りのための輸入企業設立時の外国人投資家の合弁が可能な商品と投資比率についての商工省大臣告示(No.1265/MOIC.SLT)」(2012年6月28日付)に基づき、ASEAN域内の投資家を対象に、輸入会社設立を条件に、かつ繊維、衣服、靴製品を取り扱う場合には外国企業は49%まで出資が可能。
ミャンマー	ミャンマー投資委員会(MIC)による施行細則(MIC通達、2013年1月発表)で、卸売業の外資規制は商業省見解に従うとあるが、これまでのところ、商業分野への外資参入は認められていない。また、輸入については、一部の品目を除き、輸入ライセンスの取得が求められている。
インド	外資100%出資可能。小売業への参入規制があることもあり、世界の大手小売業も卸売業で参入している事例がみられる。
バングラデシュ	外資参入を禁止する明文規定はないが、投資庁においてサービス業への外資出資に対して個別に審査が行われるため、投資庁との調整が必要。
スリランカ	外資100%までの出資が可能と理解される(支店での参入の場合は、最低資本金20万ドル以上)。ただし、法令解釈に曖昧な部分があり、個別に会社登記局、投資庁(BOI)との協議が必要。
パキスタン	外資100%出資が可能。以前は最低15万ドル以上の投資要件が課されていたが、2013年2月に撤廃。
中国	「外商投資商業領域管理弁法」(2004年施行)で、卸売業は原則として外資100%出資やフランチャイズ経営が可能。しかし、同法第18条により、同一の外国投資者が30店舗超を設置する場合、かつ一部の取扱品目(食料、植物油、医薬品、たばこ、自動車、原油、農薬など)を取り扱う場合には、外資出資比率49%に制限。

(出所)ジェトロ各事務所報告、J-FILE(ジェトロ)、「アジア主要国のビジネス環境比較」(ジェトロ、2012年3月)、「アジア新興国のビジネス環境比較」(ジェトロ、2013年4月)、各国政府資料を基に作成

表4 アジア主要国における物流業に対する外資規制の概要

	物流業に関する外資規制概要
タイ	「国内陸運・水運・空運」は外国人事業法で定める外資規制業種の対象となっており、外資出資比率50%未満に制限。ただし、同法では外資出資比率50%未満の企業はタイ企業と定義されるため、50%未満までの出資は可能。また、内閣の承認の下、商務相の認可取得により50%以上の外資出資が可能、ただし、全取締役の5分の2以上をタイ人取締役が占めることなどが条件となる。一部業務については、投資奨励法に基づき、タイ投資委員会(BOI)の認可取得を条件に100%出資が可能。
マレーシア	陸運については、会社所有の物品の輸送は100%外資出資が可能(最低資本金25万リンギ以上)だが、貨物輸送については、外資出資比率は49%に制限(51%のマレーシア資本のうち、最低30%はブミプトラ資本)、最低資本金規制(25万リンギ)などが課される。海運については、最低30%のブミプトラ資本の出資などが求められる。空運は一定の最低資本金の下100%外資出資が可能。倉庫業は保税倉庫では最低30%のブミプトラ資本の出資が求められる。
インドネシア	一般貨物輸送、国内・国際海運業(国際海運の一部上限60%)、フレイトフォワードナー業などの分野では、外資出資比率を49%に制限。外資規制強化の動きもある。
フィリピン	外資出資100%可能。国内運輸は原則として外資出資40%までに制限されているが、最低資本金20万ドル以上の場合は外資100%出資可能。
ベトナム	陸上貨物輸送サービス(外資出資51%以下)、海上貨物輸送(外資出資49%以下)、通関サービス(外資出資99%まで出資可能)など個別分野毎に詳細に外資出資規制が定められている。倉庫サービスは2014年1月以降、外資100%出資が可能。
カンボジア	外資100%出資が可能。ただし、公共交通事業省からライセンスを取得することが必要。
ラオス	法令で明確に規定されていないが、商工省の内規にて外資出資比率49%以下に制限されているとされる。
ミャンマー	ミャンマー投資委員会(MIC)による施行細則(MIC通達、2013年1月発表)で、国内空輸、国際空輸、船舶および荷船による貨物輸送業務、内陸コンテナデポの建設を通じた国内港湾業務および倉庫は外資出資80%まで出資が可能。ただし、個別に運輸省などとの事前協議が必要。一部の運輸業では100%出資が認められたケースもある。
インド	運輸業については、商工省の外資規制業種リストに掲載されておらず、100%出資が可能(ただし、郵便物は明示的に規制)。
バングラデシュ	外資出資49%まで可能。しかし、2012年4月以降、新規認可が停止された状態。
スリランカ	貨物運送業、海運代理業への投資は40%まで出資可能。40%超の出資は投資庁(BOI)からの個別認可取得が必要。航空運送業、沿岸海運業についてはBOIおよび所管官庁の認可取得が必要。
パキスタン	外資100%出資が可能。以前は最低15万ドル以上の投資要件が課されていたが、2013年2月に撤廃。
中国	道路貨物輸送業、倉庫保管業は原則として外資100%出資が可能。航空、海上貨物サービスは外資49%までに制限。

(出所) 表3に同じ